

平

平成30年度 在日日系人のための 生活相談員セミナー開催

高齢化が進む在日日系社会の現状と今後を見据えて



当協会は2月8日(金)、「在日日系人のための生活相談員セミナー」を横浜市中区のJICA横浜にて開催した。地方自治体や地域の国際交流協会等における外国籍住民に対する生活相談窓口の担当者をはじめ、関係者ら約70名が参加した。今回は、「デカセギ」ブームからおよそ30年が経過し、在日日系社会においても大きな課題となりつつある「高齢化問題」をメインテーマに掲げた。

前半、「ブラジルの年金制度と日系人高齢者の現状」と題して国外就労者情報援護センター(CIATE)の二宮正人理事長が基調講演を行った。二宮理事長は、ブラジルにおける年金制度の種類やしきみについて解説した後、ブラジル各地に存在する日系の各種福祉施設の設立経緯と現状、それぞれの施設が抱えている課題等について説明した。

その後、「外国人労働者をめぐる最近の動向等」について厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課の鈴木宏課長補佐、「日系四世受入れ・外国人材受入れ制度の現状と今後の展望」について法務省入国管理局入国在留課の梅原義裕補佐官が講義を行った。鈴木課長補佐は、日本における外国人雇用の現状を解説した他、派遣・請負といった不安定な雇用形態で就労する外国人労働者の実態や課題、現在行っている就労支援対策等について説明した。

梅原補佐官は、昨年7月よりスタートした日系四世の受入制度についての現状を説明した後、同制度が抱える問題点や課題への対応についても言及。日本語能力の要件が高すぎると指摘されている点については、能力試験の点数だけに頼った評価でよいのかどうかの見直しを検討する動きもあると述べ、5年間の滞在期限に対する不満については、現状では制度自体の緩和は難しいとの見解を述べた上で、新たな在留資格である「特定技能」への移行によって永住までの流れを作り出すことは可能との考えを示した。

制度の発足から約半年が経過したにも拘わらず、本制度で入国した四世の数がひと桁に留まっていることから、参加者からは

制度自体に対する厳しい意見や日系四世の声を代弁するような発言も出た。梅原補佐官は、まだ始まったばかりの制度であり、今後の推移を見守りながら見直し・検討を行っていきたいと話した。

昼休憩を挟んで午後の部は、「在日定住外国人の医療の現状と課題」をテーマに、りんくう総合医療センター健康管理センター長兼国際診療部長の南谷かおり医師、「外国人住民の高齢化問題と介護予防の取り組み」をテーマに介護福祉士のヒライ・デオザワ・エリサさんが講義を行った。

父親の仕事の関係で11歳から大学卒業までをブラジルで過ごし、ブラジルと日本の両国で医師免許を取得した経歴を持つ南谷医師は、関西空港に近く外国人患者が多く来院するりんくう総合医療センターの国際外来に、2006年の開設当初から関わり、医療現場に医療通訳を導入。その経緯と、外国人患者が抱える「言葉・文化・制度」という3つの壁について詳しく解説し、外国人＝英語ではないこと、痛みに対する考え方や処方する薬の量、保険制度など、日本とは異なる外国の事例を紹介した。また、高い専門性を持つ医療通訳者を輩出することを目的に創設した医療通訳養成コースについて紹介すると、参加者からはコースの詳細についての質問が相次いだ。

最後に登壇したヒライ・デオザワ・エリサさんは、2016年に自身が立ち上げた外国籍住民のための介護予防促進プロジェクト「SIEMPRE GENKI(シエンプレ・ゲンキ=いつも、いつまでも元気)」の活動内容について紹介した。神奈川県相模原市の外国人相談員として働いているが、在日ラテンアメリカ系住民から高齢者介護の相談が急増してきたことに危機感を覚えて活動を開始。体操や脳トレ等、健康維持や老化防止のためのプログラムを提供するだけでなく、参加者同士が母国語で交流・情報交換し、ホッと安心できる場があることで社会からの孤立を避ける目的もある。また、日本の介護保険制度等についても情報を提供し意識改善を促すほか、地域の人々との国際交流の場ともなっているという。

「現在は神奈川県を中心に月数回のペースで開催しているが、市などからの助成を一切受けていないため貯金を切り崩して活動している。今後は他の地域、多言語での開催や外国人でも安心して入居できる介護施設の設立なども目標としており、ひとりでも多くの賛同者を集めたい」と話すと、参加者からは活動に対する支援や共同イベントの実施を希望する声などがあがり、高い関心を集めていた。

講義終了後は、希望者を対象に日本行政書士会連合会国際・企業経営業務部による無料個別相談会も行われた。4月に新たな外国人受入制度が始まることに関連し、企業関係者の相談もあった。

体

験し、感じたことは一生の財産に

JICA日系研修／日系継承教育(教師育成 I)

当協会がJICA(国際協力機構)に提案し実施した「日系継承教育(教師育成I)」が日本での約2カ月半の研修を終え、2月15日に研修報告会が行われた。今回の研修に参加したのは、ブラジルから5名、パラグアイから1名の計6名。研修報告会では、来日前に各自が抱えていた問題点を振り返り、それらを解決するために研修期間を通じて学んだこと、さらに帰国後の計画について発表を行った。

どの研修員にも共通していたのは、移住学習の一環として自分の家族のルーツをたどり、移住船の乗船名簿に祖母や曾祖母などの名前を見つけたことに感動したということだった。これにより、自身の日系アイデンティティを再認識し、移住者が努力を重ねて築き上げてきたものを守り続けていかなければならないという責任感、さらにこれからの地域日系社会に貢献していきたいという意欲を強く表明した姿が印象深かった。

日本語教授法に関しては、教案作成の重要性や、簡単な線画を使って場面や表現を伝える方法、堅苦しさを軽減し楽しく学べるような教室活動法などを学び、帰国後の指導に早速役立させることができそうだ。



研修旅行で神戸・京都・奈良を訪れた研修員。日本の歴史や伝統と共に海外移住の歴史も学んだ

また、日本文化に関する講義・視察・実習にも大きな関心を抱いた。実際に日本に来て、自分の目や体を使って体験し感じたことは、書物などから知識を得るのとは天と地の差だと話す研修員もいた。これらの経験は、今後の教師としての活躍のみならず、一人の日系人としての生き方にも大きく影響することと思われる。

当協会としては、これからも一人でも多くの日系日本語学校教師に研修に参加し、このような体験をしてほしいと考える。

国

も言葉も違う。でもみんな「日系人の心」を持っている

JICA日系社会次世代育成研修(中学生招へいプログラム)

北中南米の日本語学校で学ぶ日系人子弟のうち、成績優秀者を日本に招へいするJICA日系社会次世代育成研修は、中学校体験入学やホームステイ、移住学習などを通じて日系人としてのルーツを認識し日本に対する理解を深めることを目的に、毎年夏と冬の2回実施している。2018年度の第2陣として1月15日に来日した12～15歳の36名が、1カ月弱の研修を終え2月7日帰国した。

親元を離れ初めて来日する研修員も多く、「友だちはできるだろうか?」「言葉は通じるだろうか?」など、来日前は不安でたまらなかったと話す研修員たちだが、同じ目的のもとに集まり共に様々なことにチャレンジする中で、仲間としての強い絆が生まれていった。多感な年齢の子どもたちは、

この研修でどんなことを感じ、学んだのか。感想の一部を紹介する。



移住者の多くが渡航前に宿泊した神戸移住センター(当時は「国立移民収容所」。現在は「海外移住と文化の交流センター」)の入り口で



パラグアイ
女子・15歳

日系人とは移住した祖父や祖母の子ども。それだけだと思っていました。でもこの研修で私は、自分のことをもっと知り、自分のすごさを見つけられました。パラグアイでは100%パラグアイ人になれず、日本でも100%日本人になれません。でもこの研修で私は100%以上だということがわかりました。

みんなが違う国から来て、違う歴史があって、違う言語を話します。みんなの考え方は違うけど、似ているところは日系人の心を持っていることです。



ペルー
女子・15歳



ブラジル
男子・14歳

僕は研修に来る前、日本語に興味がありませんでした。漢字はぜんぶ忘れて話せるだけで、遊びだけのつもりでしたが、研修の途中で日本語に興味をもちはじめました。なぜなら悔しかったからです。僕と同じ年齢で日本語のレベルがすごく違ったことです。僕はこの研修で色々なところへ行き日本人の生きかた、働き方と文化にあこがれました。僕は日本で勉強したい、日本に住みたいと思うようになりました。この研修が僕に新たな考え方をおしえてくれて、日本語にまた興味をもちはじめました。

在日
ニッケイ人は
今...

—不幸な歴史を繰り返さないために— 外国籍住民が急増する 福井県越前市の現状を探る

福井県のほぼ中央に位置する越前市。約83,000人の人口に対し外国人住民の割合は約5%、その内ブラジル人は約3,000人で72%を占める。この数字は、福井県内でも突出して多い。鳥根県出雲市と同様に、近年ブラジル人人口が急増し、その現状はマスコミにも取り上げられるようになってきている。

入管法改正当時から日系人が集住している他県では、日本語力の不足や日本の習慣になじめないことから、日本人住民とトラブルになったり、非行に走る日系人子弟の問題などが起こった。そのような不幸な歴史を繰り返さないためにどのような対策が必要なのか。越前市で現状を探った。

増え続ける外国人材の需要と見えてきた課題

人材派遣会社のフジアルテ(株)福井営業所には、現在1,200人ほどのブラジル人の登録があり、多くが電子部品会社の工場に勤務している。リーマンショック時、900人いたブラジル人は70人にまで減ったが、その後は毎年100人のペースで増加傾向にあるという。専任の日本語教師が常勤しており、派遣社員のコミュニケーションスキル向上のための授業を行っている。

フジアルテ福井営業所の澤大亮所長は、「この先も引き続き人材不足の傾向にあり、2020年以降もIoTの普及などから電子部品の需要がさらに伸びることが予想されるため、当面は外国人材の需要は減らないとみている」と話した。

越前市国際交流協会が実施している日本語教室は、学習者の9割以上がブラジル人だ。訪れた日も多くのブラジル人学習者が日本語の勉強に励んでいた。中須賀美幸事務局長によると、日本語ができなくても生活や就労に困らない環境にある人が多く、継続して日本語を学習する動機が弱いという。特に問題なのは、成人すると扶養者としてビザが取得できなくなるため、中学卒業前後から高校卒業までの学齢の四世の子どもをブラジルから呼び寄せるケースだ。こうした子どもたちは母国で高校を卒業しておらず、日本語がほとんどできない状態で来日することが多い。18歳未満は派遣登録もできないため、スーパーでアルバイトするなどして日々過ごしている。しかも現在、定時制高校は夜間部が廃止となっており、高校進学への道はますます遠くなっているという。

予算不足、人材不足に悩む市内の教育現場

市役所で、教育委員会と市民自治推進課にお話を伺った。現在、越前市内小中学校の外国人児童生徒数は216名、その

うちポルトガル語を母語とする子どもは94%を占めている。学校では、市費による日本語初期指導員や保護者への言語対応などを行うアクセスワーカーの他、県費による支援もある。市教委によると、ブラジル人児童生徒の割合が増えてきたことで、ポルトガル語で会話ができるブラジル人同士のコミュニティがクラス内で作られるようになり、日本語習得速度は以前と比較して遅くなっているという。こうした外国人児童生徒の指導にかける予算と、バイリンガル教員・通訳人材の不足が現在の課題だという。

教員たちは「国籍はどこであってもきちんと教育をしなければならない」という強い思いを持って指導しているが、親とのコミュニケーションや文化の違いから、困難が生じているのが実状だ。

外国人対策から多文化共生施策へ

越前市の外国人市民は今後も増加が予想される。出稼ぎから定住・永住にシフトしており、外国人対策から多文化共生施策への転換が迫られていることから、越前市では、多文化共生推進プランの策定を進めているという。

越前市には、日系ブラジル人のハマザキ・アドリアナさんが正規職員として活躍している。来日当初から越前市に住み、在住歴は27年。行政手続の説明や、小中学校の就学手続き、学習支援など幅広い業務を担当しており、日本語のわからない日系ブラジル人の心強い味方だ。外国人児童の学習支援教室「オラバモス」の活動が始まり、多文化共生の取り組みについては緒に就いたばかりといった印象であったが、多文化共生推進プラン策定のために外国人住民や企業ともミーティングを行い、積極的に外国人住民の意見を取り込んでいこうという姿勢が伺えた。

福井県は全国学力テストでトップクラスを占めていることで知られている。日本人住民、外国人住民双方が住良いまちとなるよう多文化共生推進プランの策定を進め、また群馬や静岡など外国人集住都市の先進的な取り組みや過去の失敗の経験に学びながら、福井県がこれまで培ってきた教育のノウハウを外国人子弟教育にも応用し活かしていくことが期待される。



越前市ハマザキ・アドリアナ職員とCIATE二宮正人事長

新たな外国人受入へ提言 外国人集住都市会議おおた2018開催

「外国人集住都市会議おおた2018」が去る1月29日、群馬県太田市で開催された。新たな外国人材の受入れが始まることを受けて、定員を超える380人の関係者らが参加した。

「外国人受入れ新政策—日本の未来への展望」と題した基調講演で、(公財)日本国際交流センター毛受敏浩執行理事は「2019年は移民元年となる歴史的な転機。定住外国人に対し生活者としての総合的対応策をとり、外国人の活躍により日本人も啓発されることで、閉塞感のある日本に新たなパワーと希望が生まれる」と肯定的な見解を示した。

新たな外国人材の受入れ環境の整備と日本語教育について2部に分けて実施されたパネル・ディスカッションは、明治大学山脇啓造教授がモデレーターを務め、群馬県太田市、同大泉町、静岡県浜松市、三重県四日市市、愛知県豊橋市の各集住都市会議

会員都市首長と、佐々木聖子法務省入国管理局長他、総務省、厚労省、文科省、文化庁から担当官がパネリストとして出席した。

佐々木入国管理局長が、4月に施行される外国人材受入れは、制度設計の中で初めて「支援」を義務付け「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」として126の施策を策定したと述べると、会員都市からは「国からの補助は充実しているが、すべて活用できているか疑問」「国の決めた支援は細かすぎて無駄が多い。先進的な取り組みは既に集住都市がやっている。外国人受入れの交付金として地方にそのまま予算をくれたほうが助かる」との意見があった。

政令指定都市が対象となる外国人に対する日本語教育の推進事業については「支援を必要とする外国人定住者は必ずしも政令指定都市にはいない。集住都市も入れてほしい」との要望が出た。

江原 イグナシオ (Ignacio Ehara)

世界各地で活躍する日系人や日系団体のみなさん、もしくは日系人・日系社会に関わる活動をしている(してこられた)みなさんにお話を伺う新コーナー、「NIKKEIS around the WORLD」。

第2回にご登場いただくのは、アルゼンチン在住、元JICA日系研修員の江原イグナシオさん。奥様とふたりで日本を訪れた際、当協会の事務所を訪ねてくれたイグナシオさんにお話を伺いました。決して流暢な日本語ではないけれど、ゆっくりと丁寧に紡ぎ出されるイグナシオさんの言葉には、日本での体験や出会った人々への想いが溢れていました。

14年前、日本語ゼロで日本へ

はじめて日本に来たのは14年前。JICAの日系研修制度で来日し、宮崎大学農学部で、超音波を用いた食肉の品質管理技術を学びました。

来日したころは日本語がまったく話せませんでしたが、日本は何を見てもすべてが新鮮で楽しかった。指導教官との会話は英語が中心でしたが、日本語で生活できるようになりたいと思い必死で勉強しました。当時は大変でしたが、いまとなってはいい思い出です。

研修期間が終わり、一度アルゼンチンに帰国しましたが、2007年に再び来日。文部科学省の留学生制度で宮崎大学に戻り、同じ指導教官のもとでさらに2年間、修士課程を学びました。

アルゼンチン産牛肉の解禁で日本とより関わるチャンスも?



取引先企業の試験飼育場にて(右から2人目がイグナシオさん)

2009年に帰国してからは、食肉加工に関するいくつかの会社で働きました。4年ほど前から、ドイツ系企業のBASFに勤務しています。家畜飼料に加えるビタミンなどの栄養素を販売するのが主な仕事で、アルゼンチン国内だけでなく、ボリビア、ウルグアイ、パラグアイなどへも出張する機会が多くあります。いまは営業職ですが、家畜・食肉に対する専門知識や品質管理の技術的なことまで理解していなければ説得力のある営業はできません。日本で学んだことが、いまの仕事にとでも活かされていると感じます。

最近、アルゼンチン産の肉が日本にも輸出されるようになりましたが、今後は仕事で日本と関わるチャンスも出てくることを期待しています。

再び繋がった日本との縁

祖父は、26歳のときにアルゼンチンに渡りました。大使館関係者などを顧客に旅行会社をしていたそうです。戦争の影響で日本へ帰ることができなくなってしまい、戦後は「亜国日報」という邦字紙で働

プロフィール

国籍(世代):アルゼンチン(三世)

居住国:アルゼンチン

職業:会社員(BASFアルゼンチン・家畜栄養部門営業担当)

アルゼンチン(ブエノスアイレス州カステラル)生まれ。日系二世の父親と非日系の母親を持つ。3人兄妹の長男。2004年～06年までJICAの日系研修員として、07年～09年までは文部科学省の国費外国人留学生として、宮崎大学農学部で畜産技術を学ぶ。アルゼンチン帰国後、食肉関連会社勤務を経て現職。

いていました。私が生まれる前に他界しているので祖父と会ったことはありません。会って直接話を聞いてみたかったですね。

祖父母が亡くなった後、私たち家族は日本との関係が途切れてしまっていたのですが、私は何とでも日本に行き、日本で生活してみたいと。JICAの研修制度を知り、日本で学べるチャンスを掴んで、ゼロから日本語を勉強して、本当にたくさんの人に助けられました。

日本の親戚とも繋がることができました。4年前に妻と来日したときは、千葉県に住む祖母方の親戚に会いに行きました。今回は、群馬県にいる祖父方の親戚とも会うことができました。彼は、何年前にも一度アルゼンチンに来たことがあったそうですが、当時はインターネットもなく、会うことができませんでした。2年前にSNSを通じて繋がり、今回初めて会うことができず嬉しかったです。

2つの国の文化を理解する者として

日系人として生まれ、日本とアルゼンチンの文化を両方理解できることで、私の人生は豊かになっていると感じます。例えば他者をリスペクトすること、時間を守ることなどは、私が祖母から受け継いだ大切な財産です。日本人の物事の進め方、組み立て方、相手を尊重することや、苦しい状況でも踏ん張る力、小さな努力を積み重ねてやり遂げる姿勢などを学べたことは、すばらしい経験になりました。

文化はまったく違っても、日本でたくさんの友人ができた。それが一番の宝物です。はじめて来日したときにホームステイさせてくれた家族とはいまでも付き合いが続いていて、今回も再会することができました。14年前にたった一度、週末の1泊お世話になっただけのご縁ですが、とても大切な家族だと思っています。

同時期に日本で学んだ研修員仲間とも、いまでも交流が続いています。日本で学んだおかげで、日本人だけでなく、ブラジルやペルー、コロンビア、ベネズエラなどにも生涯の友だちができました。

日本で生活する中で、人と人のつながり、その温かさを実感することがたくさんありました。私はこれからも、このつながりを絶やさず大切にしていきたいと思っています。



千葉県にいる祖母方の親戚宅を訪問

Visto de Permanência para
yonseis e seu filho日系四世とその子供の
在留資格

相談センター 山形エレナ

(公財)海外日系人協会 日系人相談センター

■相談受付 月曜日～金曜日(土・日曜、祝祭日を除く)
14:00～17:30

■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、日本語

■電話番号 045-211-1788

Q Sou yonseis e fui ao Japão com os meus pais quando pequena e estudei nas escolas japonesas até o secundário. Ao completar 21 anos por não ter conseguido renovar o visto, deixei meus pais e retornei ao Brasil juntamente o meu namorado sansei e construímos nossa família, neste período tivemos um filho, atualmente com 5 anos, e devido a vários fatores hoje estamos divorciados. Hoje tenho 29 anos e a guarda do nosso filho, meu ex-marido retornou ao Japão e está trabalhando em uma fábrica, como sente muito a falta do filho, quer que o leve ao Japão.

Como também estava pensando nesta possibilidade, quando foi liberado o visto de permanência para yonseis, fiquei bastante empolgada pois poderia retornar ao Japão e dar ao meu filho a mesma oportunidade que eu tive, o de estudar nas escolas deste maravilhoso país e de viver próximo ao pai. Porém ao ver as condições exigidas, senti que esta norma é muito injusta, servindo somente para destruir e separar famílias inteiras, e também por ver que há muitas pessoas sem nenhuma descendência que vivem no Japão e aqueles que ainda não tem mistura, ou seja, ainda com o puro sangue japonês, bem firme nas veias, não podem ir ao Japão pelo simples fato de ser yonseis, isto me faz sentir injustiçada e muito, mas muito triste mesmo, pois minha família ainda é tradicionalmente japonesa.

Ainda tenho a esperança que o governo japonês revogue algumas destas condições tornando-as mais acessível a entrada de nós yonseis no Japão, e enquanto isso não aconteça, haveria uma outra forma de poder ir ao Japão com o meu filho?

A Em resposta a sua pergunta, fica difícil de dar uma resposta concreta por ainda não ter um caso parecido com o seu (filho de 5ª. geração por parte de mãe e 4ª. geração por parte de pai), por este motivo tomei a liberdade de consultar o Escrivão Administrativo (Gyosei-shoshi) sobre o caso e foi me dado a seguinte resposta:

1- Possibilidade de você vir ao Japão com visto de yonseis, conforme as normas do Programa de Recepção de Yonseis do Ministério da Justiça, e o seu filho de 5 anos vir como dependente do pai, para isso, você teria que transferir a *guarda de seu filho ao pai para que o mesmo possa fazer os devidos trâmites junto a imigração.

*No que se refere a guarda do filho, se esta for "guarda compartilhada" talvez não haja necessidade de fazer a alteração, por favor consulte-se com um advogado no Brasil para que este possa te esclarecer a necessidade da alteração e se for necessário, fazer os procedimentos de acordo com as leis vigentes.

Sobre o Programa

<http://www.moj.go.jp/content/001261526.pdf>

Manual para yonseis

<http://www.moj.go.jp/content/001277059.pdf>

2- Possibilidade de tirar o visto de *teijusha (desde que tenha estudado em escolas japonesas, até um determinado grau) e que tenha obtido a aprovação de alguma empresa para trabalhar, e se for aprovado pelo Ministério da Justiça é possível também tirar o visto de

seu filho como seu dependente.

*Este tipo de visto é específico para para yonseis que vivem no Japão, que vieram em idade escolar primária juntamente com os pais, e estudaram em escolas japonesas, no seu caso o fato de ter regressado e estar vivendo no país de origem poderá ser um grande impedimento para a concessão do visto.

相談 日系四世の私(女性)は、幼少時に両親と一緒に日本に渡り、高校まで日本の学校で学びました。21歳を過ぎた時に、ビザの更新ができなかったため親元を離れ、日系三世の恋人と一緒にブラジルに帰国、家庭を持ち男の子(現在5歳)を儲けました。しかしその後、種々の事情があり離婚しました。

現在私は29歳で、この子供の親権を有しています。元夫は日本に戻り、工場で働いていますが、子供と会えないことを残念がり、私に子供を日本に連れてくるよう求めています。

私もどうしたらまた日本に行けるか考えていましたので、四世用の在留資格が設けられた時には、これで日本に戻り、子供にも私同様日本での教育の機会が与えられ、また父親の近くにも住ませることができると喜びました。しかし、四世ビザ発給のための条件を見て、大変不公正であると感じました。この条件は家庭をバラバラに破壊するものであり、また、日本には日系ではない多くの人が住む一方、混血せず純粋な日本人の血を受け継いでいる者が単に四世であるというだけで日本に行けないというのは実に不公正で悲しいことです。

因みに私の家族はこれまで混血しないままで来ています。私は、日本政府が今後、四世ビザの発給条件を変更し、四世の日本入国をより容易にさせるものと期待していますが、それが実現するまでの間、私がお子さんと一緒に日本に行ける他の方法があれば教えてください。

回答 お子様は母方では日系五世、父方では日系四世ということになりますが、このようなお子様を持つ貴女のケースのような前例が存在しませんので返答に窮しているのが実情です。行政書士の方のご意見を伺ってみましたところ、可能性がある方法として考えられるのは次のようなところです。

1.一つの可能性は、貴女が「日系四世の更なる受け入れ制度」に基づき四世ビザを取得し、5歳の子供は父親の扶養家族として日本に行くことです。この場合、貴女は「親権」(*)を父親に移行させる必要があります。そのためにはブラジル法に基づき、しかるべき手続きをとることが必要となります。

*貴女と父親が「共同親権者」となっている場合には、親権の変更は恐らく不要だと考えられますが、この点についてはブラジルの弁護士と相談され、変更が必要だとされる場合には然るべき変更手続きを取って下さい。

「日系四世の更なる受け入れ制度」:

<http://www.moj.go.jp/content/001261526.pdf>

「四世のための手引書」:

<http://www.moj.go.jp/content/001277059.pdf>

2.もう一つの可能性は、(貴女が一定の学年まで日本で教育を受けたことから)貴女が「定住者ビザ」(*)を申請し、かついずれかの日本にある企業が貴女を雇用することを認め、これを日本の法務省が承認する場合には、子供は貴女の扶養家族としてのビザを申請することが可能となります。

*ただし、このビザは学齢時に親と一緒に日本に来て、学業を継続し、引き続き日本に居住する日系四世を対象とするものです。ブラジルに帰国し、そこに居住しているという事実は、このビザ取得に大きな障害となる可能性があります。

ペルー日本人移民120周年記念
企画展示
「マチュピチュ村を拓いた男 野内
与吉とペルー日本人移民の歴史」



年間100万人もの観光客が訪れる世界的な観光地、ペルーのマチュピチュ遺跡。その玄関口であるマチュピチュ村をつくり、発展に尽くした日本人がいた。

JICA横浜 海外移住資料館では、マチュピチュ村をつくった男 野内与吉氏に焦点を当て、ペルー日本人移民の歴史を紹介する企画展示を開催している。

展示では、1873年に日本・ペルー間で締結された条約書をはじめとする数々の貴重な史料(外務省外交史料館所蔵)や、与吉氏の遺品である手作りの工具等(野内与吉資料館所蔵)も借用して展示している。5月26日(日)まで。

「ブラジル移住者里帰り訪日使節団(架け橋プロジェクト)」に尽力・
竹内政司氏へ感謝状



昨年6月、ハワイで開催した第59回海外日系人大会にあわせて、ブラジル日系社会の次世代を担う若手日系人15名を同大会および日本へ招へいする「日本・ブラジル架け橋プロジェクト」を実施した。これは、さまざまな事情により移住後50年以上一度も日本に帰国す

る機会のなかった一世を日本に招へいする「ブラジル移住者里帰り訪日使節団」事業の枠を移住者の子孫にも広げ、一世が遺してきた功績や英知を若い世代に継承していく事を目的に実施したもので、当協会監事でもある竹内運輸工業(株)の竹内政司代表取締役社長からの寄付により実現した。竹内氏の当事業に対する熱意と支援に感謝を表し、2月27日に当協会事務局のあるJICA横浜にて感謝状授与式を行った。

日系社会
Topics

平成25年に当協会がサンパウロ新聞社およびNPOチャレンジ・ブラジルとの共催で実施した里帰り訪日使節団事業でも、竹内氏の寄付により一世20名の里帰りが実現している。また、平成31年度には、30年度の招へい者を中心にブラジル側で小委員会を立ち上げ、当協会と共同で日本とブラジルの架け橋となる事業を実施することが計画されている。

秋の叙勲・伝達式
パラグアイ在住の吉崎幸雄さん

秋の叙勲・伝達式
パラグアイ在住の吉崎幸雄さん



在パラグアイ日本大使館での伝達式(右が吉崎幸雄さん)

平成30年秋の叙勲を受章したパラグアイの吉崎幸雄さんより、在パラグアイ日本大使館において1月8日に行われた伝達式の写真が届いた。吉崎さんは50年前にパ

ラグアイに渡った一世で、アマンバイ日本語学校の校長およびアマンバイ日本人会副会長として長年にわたり日本語の普及や現地日本人への福祉活動に寄与してきた。「私の働きは微々たるものですが、50年間この地で移住者と共に生活できて感謝です。これからも何か出来ることがあれば、移住地の発展の為に働く所存です」との言葉が添えられていた。

ハワイに伝わったフクシマオンドと原曲の双葉盆唄をめぐる魂の旅
ドキュメンタリー映画「盆唄」公開中

「相馬盆唄」の故郷の一つ福島県双葉町は、福島第一原子力発電所の事故で帰還困難区域となり、住民は避難生活を余儀なくされている。かつて双葉町の盆踊りはやぐらが二つ立ち、地域ごとに唄と演奏を競い合う「やぐらの競演」が行われてきたがそれも今は叶わない。

「自分たちはもはや帰れない」50年後、100年後の故郷に自分たちの「盆唄」を残すため、唄い手らのグループは、同じくハワイに移住し帰れなくなった一世からフクシマオンドを受けついで三世、四世に双葉の「盆唄」を伝える為海を渡る。

「ナビィの恋」「ハイビスカス・ホテル」の中江裕司監督作品。テアトル新宿、横浜ジャック&ベティ等での上映は絶賛を浴びた。全国で順次公開中。

盆唄オフィシャルサイト
<http://www.bitters.co.jp/bon-uta/>



上映初日の舞台挨拶。中江監督(前列右)と双葉町のみなさん。2月16日テアトル新宿で

6月20日は
国際日系Day!!

発行/(公財)海外日系人協会 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA横浜2F
TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781
E-mail:info@jadesas.or.jp URL:www.jadesas.or.jp 編集発行人/椿 秀洋

Health and Life Insurance for foreigners in Japan
短期滞在・日本在住の外国人向け医療・生命保険

- VIVA MED-S (Life and Health coverage)
医療保険(100%保障)+生命保険
- VIVA MED-30
医療保険(30%保障)+生命保険
- 3ヶ月以内の短期滞在者向けの保険

- 外国人留学生向け保険
- 外国人技能実習生向け保険

For more information, call:
TOLL FREE: 0120-656-684
TEL: 046-265-6685
Visit www.vivavida.net



少額短期保険会社
(株)ビバビードメディカルライフ
VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO., LTD
関東財務局長(少額短期保険)第51号

